められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。以下この(i)及び(ii)において同じ。）までの期間（当該農林物資に消費期限又は賞味期限の定めがない場合にあつては、当該農林物資が出荷されてから消費されるまでに通常要すると見込まれる期間。(ii)において同じ。）が一年以上である場合（(iii)に掲げる場合に該当する場合を除く。）　当該農林物資の格付の日から消費期限又は賞味期限までの期間（当該農林物資に消費期限又は賞味期限の定めがない場合にあつては、当該農林物資の出荷の日から三年間）

(ii)　当該格付に係る農林物資の格付の日から消費期限又は賞味期限までの期間が一年未満である場合（(iii)に掲げる場合に該当する場合を除く。）　当該農林物資の格付の日から一年間（当該農林物資に消費期限又は賞味期限の定めがない場合にあつては、当該農林物資の出荷の日から一年間）

(iii)　当該格付が生産情報公表牛肉、生産情報公表豚肉、生産情報公表農産物又は生産情報公表養殖魚について行われた場合　農林水産大臣が別に定める期間

第四十六条第一項第三号ホ中「第一号ニ(11)」を「第一号ニ(12)」に、「同号ニ(11)」を「同号ニ(12)」に改め、同項第四号イ中(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4)　認定に係る認定番号

第四十六条第一項第四号ロ中「事項」の下に「（これらの事項に変更があつたときは、変更後のもの）」を加え、(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4)　請求に係る農林物資に係る認定番号

第四十六条第一項第四号ハ中(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4)　廃止に係る認定事業者に係る認定番号

第四十六条第一項第四号ニ中(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4)　取り消した認定に係る認定番号

第四十七条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　当該認定に係る認定番号

第四十七条第二項に後段として次のように加える。

その報告をした事項に変更があつたときも、同様とする。

第四十七条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　当該請求に係る農林物資に係る認定番号

第四十七条第三項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　当該廃止に係る認定事業者に係る認定番号

第四十七条第四項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　当該取り消した認定に係る認定番号

第五十二条第二項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　認定をすることを決定した場合にあつては、当該認定に係る認定番号

第五十八条第一項中「第五号」を「第六号」に改める。

第六十二条中「第三十九条第二項第五号」を「第三十九条第二項中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類（既に農林水産大臣に提出されているものからその内容に変更がない書類を除く。）」と、同項第二号ホ中「業務又はこれに」とあるのは「業務に」と、同項第五号」に改める。

第七十一条の次に次の一条を加える。

（センターによる調査）

第七十一条の二　独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）は、登録認定機関又は登録外国認定機関に対し、独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成十一年法律第百八十三号）第十条第一項第四号の調査を行うに当たつては、あらかじめ、その内容について説明を行い、当該登録認定機関又は登録外国認定機関の同意を得るものとする。

第七十二条の表有機農産物の項の下欄第一号中「定める物質」の下に「（当該有機農産物が第三十七条に規定する国から輸入された指定農林物資である場合にあつては、当該国の格付の制度において使用し、又は混入することが認められている物質）」を加え、同表有機加工食品の項の下欄第一号中「定める物質」の下に「（当該有機加工食品が第三十七条に規定する国から輸入された指定農林物資である場合にあつては、当該国の格付の制度において使用し、又は混入することが認められている物質）」を加える。

第七十八条の見出しを「（格付実績等の報告）」に改め、同条中「表示の実績」の下に「（有機農産物の生産行程管理者又は外国生産行程管理者にあつては、認定に係るほ場の面積を含む。）」を加える。

別記様式第一号中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（」を「農林物資の規格化等に関する法律（」に、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則」を「農林物資の規格化等に関する法律施行規則」に、「同規則」を「同令」に改める。

別記様式第三号中「あつたので」の次に「、農林物資の規格化等に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第62号）第44条（第63条において準用する同令第44条）の規定に基づき」を加える。

別記様式第四号中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改める。

別記様式第五号中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改め、同様式5中「認定」を「認定（変更）」に改め、同様式5を同様式6とし、同様式4の次に次のように加える。

5　当該認定に係る認定番号

別記様式第五号備考1を次のように改める。

1　報告をした事項に変更があつた場合については、変更に係る事項の変更前及び変更後を対照して記載すること。

別記様式第五号備考中2を削り、3を2とし、同様式備考に次のように加える。

3　認定番号は、有機農産物若しくは有機畜産物の生産行程管理者、小分け業者、外国生産行程管理者若しくは外国小分け業者又は指定農林物資の輸入業者の場合に記載すること。

別記様式第六号中「業務停止請求報告書」を「業務停止請求（変更）報告書」に、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改め、「当該請求」の次に「（変更）」を加え、5を7とし、4を6とし、3を5とし、2を3とする。

別記様式第六号3の次に次のように加える。

4　当該請求（変更）に係る農林物資に係る認定番号

別記様式第六号1の次に次のように加える。

2　当該請求（変更）に係る者の製造業者等、生産行程管理者、流通行程管理者、小分け業者、指定農林物資の輸入業者、外国製造業者等、外国生産行程管理者、外国流通行程管理者又は外国小分け業者の別

別記様式第六号備考を次のように改める。

備考　1　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

2　報告をした事項に変更があつた場合については、変更に係る事項の変更前及び変更後を対照して記載し、業務停止請求を解除した場合については、「変更」とあるのは「解除」とすること。

3　認定番号は、有機農産物若しくは有機畜産物の生産行程管理者、小分け業者、外国生産行程管理者若しくは外国小分け業者又は指定農林物資の輸入業者の場合に記載すること。

別記様式第七号中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改め、4を6とし、3を4とする。

別記様式第七号4の次に次のように加える。